

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成30年6月23日現在

機関番号：34418

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12999

研究課題名(和文) 規範受益者から保護者へ：アジアの海洋安全保障を事例として

研究課題名(英文) From norm beneficiary to norm protector: Japan's engagement in maritime security

研究代表者

畠山 京子 (Hatakeyama, Kyoko)

関西外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号：90614016

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：アジアでは、南シナ海の無人島や岩礁の主権を巡り緊張が高まっている。中国が同地域での軍事的プレゼンスを高める一方で、日本は沿岸諸国に対する支援を強化している。本研究の目的は、日本の沿岸諸国に対する関与拡大の要因を分析することであった。

既存の研究は、日本が南シナ海問題に積極的に関与しているのは、尖閣諸島防衛のためであると論じる。しかし本研究は、日本の軍事的援助は、尖閣諸島の主権問題に加え、「法の支配」等のリベラルな価値観や規範を強化することが目的であったと論じる。日本の「規範保護者」としての戦略は、二国間や多国間の場での発信に加え、海上保安庁などを通じた現場レベルでの支援であった。

研究成果の概要(英文)： Tensions are rising in the South China Sea. While China is increasing its military presence, Japan is expanding its military support towards the littoral countries. The aim of this project is to find out the reasons for Japan's enlarged involvement in the South China Sea issues.]

Existing literature argue that the reason for Japan's increasing engagement lies in the disputes over sovereignty on the Senkaku Islands. However, the research conducted revealed that, in addition to the Senkaku disputes, the aim of the support is to protect and underpin the current liberal norms such as rule of laws. The strategy Japan employed is to disseminate the norms at bilateral and multilateral settings and provide capacity building assistance through Japan Coast Guards.

研究分野：国際関係論

キーワード：日本外交 規範 安全保障 アジア

1. 研究開始当初の背景

南シナ海では、無人島や岩礁の主権を巡り緊張が高まっている。中国は、同地域での軍事的プレゼンスを高めると同時に、「九段線」に囲まれた南シナ海全域の主権を一方的に主張している。中国の高圧的な姿勢は、既存の秩序への挑戦のようにも見える。一方で、日本は、経済支援のみならず軍事支援を通じて沿岸諸国に対する関与を強化している。例えば、武器輸出三原則を廃止し、新しいルールを制定することで、巡視船など防衛装備品の供与を可能とした。また新しいODA大綱を採択することにより、安全保障分野における援助が可能となった（軍への援助はできない）。沿岸諸国と戦略的パートナーシップも締結した。こうした日本の積極的関与は、安全保障分野ではひたすら低姿勢に徹してきた過去の姿と大きく異なる。

では、なぜ、日本は安全保障分野での関与を拡大しているのだろうか。既存の研究が示すように、日本が南シナ海問題に関与するのは、尖閣諸島の領有権をめぐる中国との紛争が要因なのだろうか。中国の軍事的台頭に対抗するために、日本も安全保障分野でのプレゼンスを高めようとしているのだろうか。それとも、日本は、これまで自国が恩恵を受けてきた秩序を維持するために、積極的に関与しているのだろうか。日本は、米国主導の秩序の下で、経済的繁栄を遂げた。安定した地域秩序の最大の受益者でもあった。変化する国際環境に直面して、日本は、従来の「規範の受益者」から「規範の保護者」となることを選んだのだろうか。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下の通り。

(1) 上述したように、地域の安全保障環境が変化するなか、なぜ、日本は、南シナ海沿岸諸国に対して安全保障分野の支援を拡大しているのだろうか。これは、過去の経済援助（ODA など）に特化した支援とは大きく異なる。こうした状況を踏まえ、本研究の第一の目的は、日本の南シナ海沿岸諸国に対する支援拡大の要因を分析することであった。

(2) 上記に述べた目的を明らかにするため、さらに以下の二点を明らかにした。

従来の研究では、安全保障分野における国家の対外行動は、パワーバランスから論じられることが多かった。秩序変動に関してはなおさらである。しかし、本研究では、「秩序」を「パワー（軍事力）」が生み出す構造として捉えるのではなく、規範や価値観を伴う構造と捉える。つまり、秩序の維持、形成、関与には力による下支えが必要であると同時に、規範や価値観の発信が必要だという点を明らかにした。

秩序の維持や関与に規範が大きく関わっているとすれば、日本はどのように規範を強化しようとしているのだろうか。本研究では、既存の規範維持のために、どのような戦略を日本が取ったのかを明らかにした。

3. 研究の方法

方法としては、二次資料の活用に加え、支援受け取り国および日本政府関係者、JICA、海上保安庁職員らにインタビュー調査を行った。

4. 研究成果

既存の研究は、日本の南シナ海問題に対する積極的関与の要因は、尖閣諸島の主権を巡る中国との領土紛争にあると論じる。パワーバランスから日本の対外行動を読み解こうとする研究は、シンプルでわかりやすい。また、精力的に外交を展開する安倍政権の「積極的平和」外交を強調する研究もある。しかし、米国が尖閣諸島防衛は同盟の適用範囲内であることを明らかにしたことに鑑みると、台頭する中国への対抗心や尖閣諸島防衛のために、南シナ海沿岸諸国に援助を拡大したと考えるのは単純化しすぎであろう。

関与拡大の要因を探るため、本研究では、フィリピンやベトナムとの戦略的パートナーシップ締結や二国間援助など日本政府の二国間政策の分析およびASEAN首脳会議やシャングリラダイアログ、ASEMなどの多国間会議における政府の発言を分析した。その結果、「法の支配」というキーワードを多用し、それまで潜在的にしか意識されていなかった規範を明確に再定義し、強化しようとしたことが明らかになった。こうした規範の再定義により、それまでは意識されてこなかった規範の存在が各国に意識されるようになった功績は大きい。また、それまでインフラ整備など経済分野に重点をおいていた援助を拡大し、巡視船供与など安全保障分野でも援助を開始することで、物質的な下支えも行ったことが明らかになった。

特に、軍隊ではない海上保安庁を積極的に利用して、沿岸諸国に対して能力構築支援の援助を開始したことは注目に値する。自衛隊による能力構築支援などの援助は、相手国に懸念を抱かせることも有り得る。しかし、文民機関である海上保安庁による海賊対策を中心とした能力構築支援は、相手国を安心させるだけではなく、法執行機関としての役割を認識させることにつながる。共同訓練や教育など、現場での草の根レベルでの支援による標準作業手順を確立することは、意識せずとも規範の伝播と定着につながる。また、インドネシアやマレーシア、フィリピンなどが

海上保安庁をモデルとした海上機関を設立したことは、日本型モデルや価値観の発信でもある。

規範を三層構造に分類するならば、上位規範（この場合の上位は優劣の意味ではない）のエッセンスは、下位規範のオペレーション手順や行動規範などに埋め込まれている。逆に、オペレーションレベルに埋め込まれた行動規範は、やがて「法の支配」などの上位の規範へとつながることが予想される。

このように、日本政府の外交政策に加え、海上保安庁を利用した外交戦略は、以下のことを示唆している：積極化した日本の軍事的援助は、尖閣諸島を巡る領土紛争に対する懸念に加え、「法の支配」といったレベルな規範を強化することが目的であった。

単なる中国への対抗であれば、海上保安庁の活用は必要なかっただろう。特に、日本政府が、インパクトが決して大きいとは言えない現場レベルでの援助を行った意義は大きい。

米国主導の規範の受益者であった日本は、現状変更を試みる中国の強硬姿勢を目のあたりにして、受益者から保護者へと転向したのだった。規範保護者としての日本の戦略は、二国間や多国間の場での発信に加え、海上保安庁などを通じた現場レベルでの支援であった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計5件)

1. “China and Japan’s quiet struggle for a regional leadership in Asia” in *Chinese, Eurasian Studies Quarterly*, no. 2. 2018, pp. 105-113. 査読有。
2. 「非伝統的安全保障概念の再検討と資源安全保障」『国際安全保障』2017年、45巻3号、pp.1-17.
3. “From norm beneficiary to norm protector: Japan’s norm based diplomacy in the South China Sea” *Journal of Inquiry and Research*, 2017, No. 106, pp.81-98. 査読有。
4. 「日本のアジアにおける経済外交：リーダーシップと秩序への関与」『研究論集』105号、2017年、73-90頁。査読有。
5. 「国内規範と合理的選択の相克 武器輸出三原則を事例として」『国際政治』181号、2015年、115 - 128頁。査読有。

〔学会発表〕(計18件)

1. 「規範の競合と日本の安全保障政策」国際安全保障学会、2018年12月

2. 「日本の安全保障政策と規範」京都国際政治学会、11月、同志社大学
3. “Asia in Transition?: Asia’s evolving security and economic architecture”, Special Lecture, National Chung Hsing University, October 2017.
4. “Neither hedge nor balance: Japan’s engagement in shaping the regional order and norms”, La Trobe-Kyushu University Workshop, September 2017, Fukuoka. (招待有)
5. ‘Neither hedge nor balance: Japan’s response to uncertainty’, International Symposium ‘Globalization of Maritime Security: The South China Sea from Viewpoints of territorial non-claimants’, 25 September 2017. Tokyo
6. “Explaining South China Sea issues from behavioural economics” International Workshop, Leiden University, The Netherlands, August 2017.
7. 「南シナ海における拡大する海上保安庁の役割と規範と秩序」国際セミナー「アジアの海洋秩序を巡る日中関係の在り方」2017年7月
8. “Trajectory of Japans PKO policy: interaction of international and domestic norms”, Asian Studies Conference Japan, Rikkyo University, 2017 July
9. “From safety to security: roles played by Japan Coast Guards in the South China Sea”, International Studies Association, Hong Kong, June 2017.
10. “Hedge or engagement? Japan’s norm based-strategy and the rise of China”, Public Symposium, After the July 12 PCA (Permanent Court of Arbitration) Verdict: The Future of Maritime Asia” sponsored by Meiji University and Japan Forum on International Relations, December 2016, (招待有)
11. 「レアアースと日本の安全保障」CESNA定例研究会、立命館大学、2016年11月（招待有）
12. “Do we share common goals? Japanese and Filipino perspectives towards the South China Sea disputes”, National Defence College (the Philippines), November 2016.
13. “Common interests in the South China Sea: Japanese and Filipino perspective”, AP conference, Ritsumeikan Asia-Pacific University, November 2016
14. 「日本の南シナ海沿岸国への軍事支援 現実主義的構成主義の視点から」国際政治学会、幕張大会 2016年10月
15. “What is at stake? Japan’s support towards the littoral countries in the South China Sea”, International Political Studies Association (Poznan)

July 2016.

16. "From Norm Beneficiary to Norm Protector: Japan's maritime security policy in the South China Sea", International Studies Association (Atlanta), February 2016.

17. 「規範の変化と日本の海の安全保障政策」IPE研究会、2015年12月

18. "Norm Change Matters: Japan's shift from norm beneficiary to norm protector", AP conference, 2015年11月

〔図書〕(計5件)

1. 共著 "Japan's Foreign Policy in the Post-war period: A road to recovery and a major power status"; "Japan's constitutions and changing interpretations", in T. Takeuchi ed., Understanding International Relations: The World and Japan, 2nd edition, 大学教育出版、2018年、pp.122-144, pp.145-162.

2. 共著 「日本の国際平和協力活動の起源と展開」『日本の国際平和協力活動』上杉勇司・藤重博美編集、ミネルヴァ書房、2018年。65-84頁。

3. 共著 "National Security at the Crossroads: Security Interdependence and Japan's Arms Export Ban Policy" Mary McCarthy ed., The Handbook of Japanese foreign policy, Routledge, 2018, pp. 232-248.

4. 共著 「日本と中国の国際平和協力活動：国内規範と国際規範の相克」『東アジアの中の日本と中国：規範、外交、地域秩序』晃洋書房、兪俊浩、今野茂充編集、2016年、pp. 125-146.

5. "Rare Earth and Japan: Traditional vulnerability reconsidered", in D Kiggins ed., The Political Economy of Rare Earth Elements: Rising Powers and Technological Change, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2015, pp. 43-61.

〔その他〕

ホームページ等

1. 「海洋を巡る秩序の形成、現状、展望」公益財団法人日本国際フォーラム 平成29年度外交・安全保障調査研究事業『新段階の日本の海洋戦略 開かれ安定した海洋に向けて 研究会 成果報告書』2018年、38-45頁。

2. 書評 Identity change and foreign policy: Japan and its 'others'. edited by Linus Hagström. London; New York: Routledge, 2015, Pacific Affairs (90) 1, March 2017、
[http://www.pacificaffairs.ubc.ca/book-reviews/book-reviews-2/forthcoming-book-](http://www.pacificaffairs.ubc.ca/book-reviews/book-reviews-2/forthcoming-book-reviews/)

reviews/, 140-142.

3. 有識者会議出席(米国下院軍事委員ウィットマン議員)「東アジアにおける日米同盟」米国大使館、2016年2月

4. 有識者会議主席 「日本のPKO政策について」(モリーニ公使) イタリア大使館、2015年10月

6. 研究組織 (1)研究代表者

畠山 京子 (HATAKEYAMA, Kyoko)

関西外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号: 90614016